平成２３年（フ）第１１２号
山梨県韮崎市水神２丁目６番Ｇ―１号　市営水神住宅
債務者　広瀬　君代
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
長野県松本市寿台５丁目８番14号
債務者　小松　和子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７８号
長野県安曇野市穂高北穂高2818番地４
債務者　遠山　満江
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８２号
長野県安曇野市穂高8266番地１
債務者　花岡美津江（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８５号
長野県松本市安曇4031番地３
債務者　安威　隆嗣
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４５号
岐阜市津島町３丁目63番地
債務者　大久保光一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
岐阜市津島町３丁目63番地
債務者　大久保美智子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５４号
岐阜県関市武芸川町谷口857番地２
債務者　金森恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７３号
岐阜市茜部野瀬１丁目68番地４
債務者　田中設備こと　田中　文雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
岐阜市茜部本郷１丁目６番地１
債務者　小倉　和男
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
大津市大将軍３丁目３番20号
債務者　井上　伸二
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
滋賀県草津市平井１丁目５番24号　藤吉マンション101号
債務者　大坪小夜子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
滋賀県野洲市小篠原2471番地４　サンセールＢ棟101号
債務者　吉田　輝彦（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９号
滋賀県野洲市小篠原2471番地４　サンセールＢ棟101号
債務者　吉田美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８号
大津市大平１丁目11番Ｂ―101号
債務者　小林　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
滋賀県高島市安曇川町四津川799番地、前住所大阪府高槻市東五百住町２丁目22番６号
債務者　由岐　貴子（旧姓宇都宮）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
大津市勧学２丁目16番13号
債務者　竹村　清子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５０号
大津市若葉台６番38号　コーポササキＡ―103、前住所大津市錦織２丁目９番51号　近江ハイツ32
債務者　中迫　千鶴
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部